

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小美玉市長 島田 幸三

市町村名 (市町村コード)	小美玉市 (236)
地域名 (地域内農業集落名)	小川地区 (小川、下馬場、小埜、中延、宮田、野田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>■現状【令和5年度末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手(認定農業者)の人数 41経営体(うち70歳以上0経営体) <p>■課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後継者が不足し、生産者が高齢化している。 ・耕作放棄地が増加している。 ・個人農家での営農が限界を迎えている。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・非農家でも農業に参入しやすい環境づくりを進める。 ・外国人等の労力の確保を図る。 ・大規模化、効率化でもうかる農業を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	717 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	717 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地を担い手に集約して、効率的な農業を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地バンクのシステムを周知して、手続きをわかりやすくする。 ・借り手や貸し手の情報をタイムリーに更新できるようにする。
(3)基盤整備事業への取組方針
・地域の同意を得て、国県補助を活用し、事業費の負担を軽減しながら団地化を進める。 ・耕作効率の上がるような基盤整備を進める。 ・モデル地区として新たな地区を選定し、アピールしていく。 ・面積要件をなくし、ハードルを下げる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・他業種から参入しやすいモデルを作る。 ・親の作物を継いでも、支援の対象となるようにする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業委託を活用しやすい仕組みづくりを進め、遊休農地を解消する。 ・集落営農やJAからの派遣で人材不足を補う。 ・委託を受けたい人と依頼する人の情報をネット化する。 ・受託組織を法人化するための支援を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--